

京都市訓令甲第36号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 园

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市長 棚 本 賴 兼

第5条第2項中「，下京中学校教育企画推進室長，工業高校改革推進室長」を削り，同条第6項中「所長に」を「事務局長に」に，「事務局長が」を「事業部長が」に，「所長及び事務局長」を「事務局長及び事業部長」に改め，「，事業部長がその専決事項を代決し，所長，事務局長及び事業部長に共に事故があるときは」を削り，同条第7項中「館長（分館の館長を除く。）」を「事務局長」に改め，同条第9項中「館長に」を「事務局長に」に改め，「，事務局長がその専決事項を代決し，館長及び事務局長に共に事故があるときは」を削り，同条第10項中「所長に」を「事務局長に」に改め，「，事務局長がその専決事項を代決し，所長及び事務局長に共に事故があるときは」を削り，同条第12項本文中「西京高等学校新学科企画推進室長，塔南高等学校教育学科（仮称）開設準備室長」を「京都こどもモノづくり事業企画推進室長」に改め，同条第13項本文中「下京中学校教育企画推進室，工業高校改革推進室，」を削る。

別表教育長の項第14号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長及び生涯学習総合センター所長の項中「生涯学習総合センター所長」を「生涯学習総合センター事務局長」に改める。

別表中央図書館長，伏見中央図書館長及び醍醐中央図書館長の項中「中央図書館長，」を「中央図書館事務局長，」に改める。

別表学校歴史博物館長の項中「学校歴史博物館長」を「学校歴史博物館事務局長」に改める。

別表青少年科学センター所長及び野外活動施設花背山の家所長の項中「青少年科学センター所長」を「青少年科学センター事務局長」に改める。

別表課長、教育環境整備室長、下京中学校教育企画推進室長、工業高校改革推進室長、音楽高校改革推進・建設室長、教員養成支援室長、地域教育専門主事室長、情報化推進総合センター所長、企画推進室長、体育健康教育室の保健課長、生涯学習部の生涯学習推進課長、生涯学習総合センターの分館の館長、右京中央図書館開設準備室長並びに中央図書館の分館及び久世ふれあいセンター図書施設の館長の項中「、下京中学校教育企画推進室長、工業高校改革推進室長」を削る。

別表総務課長の項第5号中「(市立幼稚園及び市立学校を除く。)」を削り、「職員」の右に「(京都市職員給与条例の適用を受ける職員に限る。)」を加える。

別表教職員給与課長の項第1号中「市立幼稚園及び市立学校に所属する教職員」を「教育委員会事務局及び教育機関に所属する職員(京都市職員給与条例の適用を受ける職員及び市町村立学校職員給与負担法に規定する職員を除く。)」に改める。

別表高等学校及び養護学校の事務長の項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

#### 附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)